

平成19年5月31日
厚生労働省職業能力開発局
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査報告について（第2回フォローアップ）

I. 趣 旨

標記について、第1回フォローアップ調査（平成18年2月13日公表）以降の調査の進捗状況についてとりまとめたもの。

※ なお、本調査の調査対象は、「公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」（平成17年8月1日付、能発第0801001号、雇発第0801002号）で調査対象とした改正前の石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定めるアスベスト（石綿）等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたものである。具体的には、いわゆる「吹付けアスベスト（石綿）」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石（パーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるものである。

II. 報告の結果

1. 調査回答施設数の状況

調査回答施設数 のうち、	《平成18年2月 第1回フォローアップ》 3,160施設（100.00%）	《今回 第2回フォローアップ》 3,129施設（100.00%）
① 措置済み状態ではないもので、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する施設	36施設（ 1.14%）	37施設（ 1.18%）
② ①のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設	10施設（ 0.32%）	10施設（ 0.32%）
うち 措置済	4施設	10施設
措置予定	6施設	0施設
未定	0施設	0施設
③ ①のうち、②以外のその他の場所を有する施設	27施設（ 0.85%）	27施設（ 0.86%）
うち 措置済	3施設	26施設
措置予定	24施設	1施設
未定	0施設	0施設

2. 現段階において分析調査中の施設数

《平成18年2月 第1回フォローアップ》 11施設 → 《今回 第2回フォローアップ》 0施設